講釋
頭書
繪抄

榮久古狀萬寶藏

和俗文法

幼学引

全

東都書肆

榮久古狀萬寶藏

榮久堂梓

今川狀

今川伊豫守貞世入道了俊ハ右良左衛門尉長氏四代の孫足利義満公の元遠州の太守として西國の探題となり大に威を振ふ智勇文武兼備の

一 今川了俊思良

一 仲秋制詞條々

一 不知文道而武を

一 絶海勝利事

一 好鶴雲道遥樂

一 無益殺生事

[illegible]

一小過輩不遁糺明令行死罪事

一大科者為闕貢沙汰被糺究事

一貪民令没倒神社極宮荒亡事

[illegible]

一先祖之山庭古塳不破壊私究事

一君父令重恩命忘却忠孝擇事

一輕公勢重私閑不恐天道働事

住ひのことを莊嚴に造作
つるなど仮の外のことゝ○君に
は孫を物ゆゑ悲父母にハ
害育の慈愛なるき恩
何れも意却て大事れ志
るく猿なるなどゝ○三勢と
て主君へ対之の事を勤
と狂んじ私用とて我身
揚身の用事と專とす
るハ天道の冥罰をも恐
ざる働なり○活下の己に
謙ふを好とて無事を
与へ衣服の者の事云を
無きとして刑罰を加へ
るごとき是もとより依怙の
沙汰なるにして我を無

一不辨活下善惡
ふ正當罰多
一我如加活下働君
又て為同前事
一企過礼両説以他
人愁楽身事

を正さざる故なり○人上
たる人の目よりハ活下の勤
働の善惡ハよく知るを
ものなりかれば我も亦天
道を恐れひとすら勞め
たけむべきなり○過惡礼
妨の如説を企へ云ふ
して他の人の愁となる
と我事ことまることなく
なる罪なり○他の人の恥
なる道理にかなふ云惡
ども云破りて家業なる
事を惡んとして威勢
に募て我意をふるふと
無用なり○我身の程を
知らずして分治に事

一失他人理技藝
重募擅威多
一不知身分限或
過分或當事
一嫌賢活愛佞人
技非分沙汰事

蓄を造又ハ牽と火
ても費をいとひ各齋
の初ひとゝにこゝあし
まで今日物ごとにつけて
ゆゑ不及ゆく中道をもと
ゑとも奸要なるまゝ富
貴ならバ道にかなるやうに
富貴なる事をとなし
貴賤にても貴賤形
に道にそむかぬやうに
生活を致すべし○貴
賤ハ我身の勤め忠義
を為とし君に非あれバ
必殊むそれをバうるさし
とし侮人の追従するが
ゆゑにかなひ寂寞を加

一 非道の不可義富
正路の寒ゆゑの怪吏
一 長酒宴楚興膳
員忘家職事
一 逮己利根就事
端明此人事

ゆる時ハ政道正しからず
まで自能分の沙汰を
致すこと多くべし○道
理に胃れる富貴ハ決
て義を願ふべからず又正
直正路に身を持ゆゑ
身分衰へてりとても難
まむべからず盛衰ハ天
命とそ是能に及ぶ故
ものなり○酒宴に着き
抜び碁将棋の戯れな
どに万事を抛ち家
業職分の勤を忘るゝ
ゆゑなれとも○人にも祈
まても老衰ゆゑ見えあまバ
ひが利口にくらまされ然

一 人来則揖虚病
不能對面事
一 好獨味不能施
人合隱居事
一 武具衣装已遣分
丙居中見苦事

一出家沙門ハ俗人ニ禮拜スルヲ崇テ不可トス禮ヲ以テ禮ヲ還スハ不可ナリ

一貴賤ニ論ナク不可ナリ

一於今國主諸侯ヲ始メ諸人ニ

出家沙門ハ俗人ニ禮拜スルヲ崇テ不可トス禮ヲ以テ禮ヲ還スハ不可ナリ

貴賤ニ論ナク不可ナリ

於今國主諸侯ヲ始メ諸人ニ

幸万端ふつけて人を殺る事ハ勿論ニ候へ共其ものゝ身と家内ニ而ハ何と申ニも不安心ニ而ハ有之間敷候ニ付ハ其ものゝ身と家内ニ而ハ何と申ニも不安心ニ而ハ有之間敷候ニ付

あゝ〳〵来る客とうとう病気と虚り対面せざるハ我儘の至り礼ニ有之候ニ付

礼ニ有之候ニ付

今ニ人ハ分独を慎ひとを侮て人を好ざるハ鄙吝也ー○武

好ざるハ鄙吝也ー○武

其衣裳ハ分一倍むだ事ニ候へ共我儘ニ而ハ無之候ニ付

事ニ候へ共我儘ニ而ハ無之候ニ付

相撲ハ其身ハ其ものゝ為ニ而ハ無之候ニ付

ニ而ハ無之候ニ付

仮令ハ一ツの事ニ付而ハ数人の

ニ付而ハ数人の

私ニ候ハヽ

私ニ候ハヽ

法師ハ仏法ニ而ハ無之候ニ付

ニ而ハ無之候ニ付

其死ニ候ものゝ為ニ而ハ無之候ニ付

ニ而ハ無之候ニ付

ニ而ハ無之候ニ付

仮令ハ一ツの事ニ付而ハ数人の

ニ付而ハ数人の

私ニ候ハヽ

私ニ候ハヽ

○周囲の通ハ人間中もさぞ〳〵あわゝ世の若報恩報恩ハ周〳〵

人間中もさぞ〳〵あわゝ世の若報恩報恩ハ周〳〵

ゟ生ハ〳〵ハ生ハ〳〵ハ世ニ住ハ仏ニ成ハ

ゟ生ハ〳〵ハ生ハ〳〵ハ世ニ住ハ仏ニ成ハ

猿ハ〳〵ハ猿ハ〳〵ハ分国ニ而ハ

猿ハ〳〵ハ猿ハ〳〵ハ分国ニ而ハ

ハ我ハ分の主ニ而ハ我ハ

ハ我ハ分の主ニ而ハ我ハ

人の為ニ而ハ人の為ニ而ハ

人の為ニ而ハ人の為ニ而ハ

○像ハ〳〵ハ像ハ〳〵ハ

○像ハ〳〵ハ像ハ〳〵ハ

有法像ハ〳〵ハ有法像ハ〳〵ハ

馬合戦ハ〳〵ハ馬合戦ハ〳〵ハ

孫子曰ハ〳〵ハ孫子曰ハ〳〵ハ

先守国ハ〳〵ハ先守国ハ〳〵ハ

政道ハ〳〵ハ政道ハ〳〵ハ

軍事ハ〳〵ハ軍事ハ〳〵ハ

て云つゝしぐ云ふ無て意
べからず弓馬合戦ハ武士
道とは常ハ服練する
ゆゑ見ホハ侍の持道
也孫しからず臨京事
執行してよく達すべしと
才一なり○囲をもるとハ
政事正しく用心要
なると云さ要ふ事ハ
学問の功ハ依れり此義ハ
書五經を外軍書
と云ふに記載と明に載て
あり○されバ幼少より囲
友縁なるとて正路なる
事にハ伴まて学ぶ時ハ
善あり仮初ごとも要

伴号ニ出来候初期友ニ不有
強順状ハ勿常ニ長人ニ依ル者
悪友ニ事実ニ不治ニ事
護ニ愛ニ賢仁ニ食民ニ富ニ好
侍ニ心ニ慢ニ也ニ欲ニ知ニ力ニ
君ニ聞ニ事ニ伺ニ知ニ得ニ有ニ也ニ

に乗り犯むべからず云ハ
水の器の物ハ方も秀も
なるごとく人の生長ハ友乃
善悪によると云ふ此ハ誠
なり○守護ハ国を有所
なりその国をよく治る所
たる人ハ賢ニ人を敬ひ愛
又民百姓の今始を食り
する所ハ兵侮なる程
者を好ものむの事ハ昔よ
中ニ伴へ云かれバ菊君の
心を知んと思ひて愛し辺
づる事をもて何ものと云
ゆゑあり職ハ恥しとなり○
聖人の語ハ己ハ如ざる者を
友とすると勿とあり常に

不知ニ能ニ好ニ勿ニ友ニ不好ニ勿ニ我
朋ニ者ニ賢ニ也ニ但ニ行ニ之ニ連ニ法ニ勿
撰ニ捨ニ人ニ足ニ不ニ愛ニ悪ニ友ニ偶
其ニ恐ニ不ニ守ニ一国ニ一郡ニ牙ニ元
命ニ敬ニ諸ニ乃ニ難ニ成ニ我ニ弟ニ一
生ニ武ニ士ニ家ニ嫌ニ合ニ戦ニ不ニ相ニ心

十五年時ハ熟知熟心の族
各然に顰る眉を披んと
て捨て延門奏するもあり
是らの境をよくよく分別なる
所不の猥なるを糺し古の人
の金言に任せ從ひ後世
までも国の憲法となる人
治法を設ましたる○凡そ
君たる者の德ハ民を慈む
る大方日月の明光の生
あげる草木國土地を照し
恩ぶとて猥に任せ之さまで
迎ひに居仕ふもの又ハ外括
の武士の沛山を隔てる遠
國を限るもの或ハ彼宮に
知り目見以上不の末く

智赤外括海運為隔越
宮者追立初起慈悲爲
之遠魚猶其人一戸住之為法
侍之所電智為戈覺令油
斷則本之生法批判末
可至唯仏之為救荒生行

近も量狀意を用ひ慈
悲を施し志を賞し柔
を罰し遠近を愛ふく勤
仕の人くの苦悪に漸ひ居仕
べ死之○諸侍の所に立ち志
に油斷ある時ハ上たる人にも
下たる人にも恨られてやく
批判をうくる事を厭ひ
愛ハ仏の慈悲心にて荒生
の苦患を救んとあり行徑
産所に種々の法を演出法
を確死恩ぶとて士たるものハ
文事武備の両道に心を
尽ら一戸時も怠慢なら
ましたる○國を治め民を安
ずるハ先仁のいくしき義

住莊外如演法諸法律法
不可捨文武の道治生事
仁義禮智信一闕の危政
道行鬼也無人恨揉非儀
合死罪刑其歎深宜之間
果不可遵之材勢一思不

の宜に礼の纏り智の可に
其人倫のまゝに世五常一闕
ても國危かるべし又正しき政
道也人を能く行ふ時は能
その能に伏して恨を含
其能義非ならず以て人を
罪せばその歎を深くるべし
されば周果の惡報あり
て我身の科も道ゑるべし
抑政事の才一は臣下の忠
不忠に心をつけよく分
別して貴賤を行ふ事これ
なる肝要也○武道に善を
以藝能を事とし和者衣
服に風流美麗を尽す
無に長し私用の構なり

忠能分別の言ひ賞罰
尊要也無益に働樣私用
可馬に道無益に用ゆ技持
人數之雲に能行不順無益
諸家人自先紀和行分雖
無相違者何に依其人心持

働能却て可ゆるの為に善
用也まさるの時に用ゆべ
き人に技持と云ふ事ゆへ
せば不能なる事ゆへ和能
の地を能行ふ実に注ゆ
きこと○諸國の武士人を
先般より知行の既分なるは
誓ることなれども其の時の
既主の賢愚によりて威勢を
振ふもふるさるもあり地行の
大少によりて其の恩の
和持才一の事也なる時は
家名をおとしめるまゝ終に
国も危ゆ○合戦を知り
道とは別武乃無法也
その家に生れて治世に礼

振威勢其不也既生六知合
戰道家法而能不持兵士
不恥天命之嘲儀偏可口
悔決才也仍經書如件
永享元年九月十六日
初登山宮御教訓書

と志れざる仏の道に能分の
取落と武備に用を捨無
にのこ養し無士を扶持し
書ふとも其天下の物を
うけ物知とることを知とも
異ざるは侮に口惜死浮才
なり○碌出とは我居間の
碌に貼出て常に滅めと
まる物をいふ件は傍と同
意にてくてんとくてると云
同じ上の傍と指て傍
の如しといふ○永吉は
法花堂院の法号将軍
は足利義教の時の年号也
年間教訓書
者はまるの稽古さ

右大将若不実合戦出立
其故如何初心之児童也
之時如高武士之戦場師匠
如大将軍也視星紙名也如
武具顔也車机也如城郭等
若打物如石刀長刀也万字

に寺入登せしよりて初て
の才子入を登山といふ
寺入とも云されば此書なる
ある才子入の児童に教訓
とまる文也○年孫をあひ
励むる大方は武士の合戦
に動くなべ人と同じ処○扨
その扨いにとるべ初心の

一々未浮沼世界海岸武士人
面思今辨楮筆城郭七天
歌ヲ作ル下天事也浮沼花
巻於天命如行徒而空非一刀
立其道於春房設枝持事
可為之志者末代面目也

凡手習入門の時は武士の一命を掛て戦場に向ふがごとく大切に勤ざれば学び成就し難し。されば師匠を大将とたのみ、此硯墨紙は武具と思ひ、の如く大切にすべし。机は城郭の如く思ひ、筆を[?]べし。筆は打物太刀長刀の如く、然時は手元を放つべからず。○文字を数く覚ゆるは大将の敵を討する功名を立るが如く一大事と心得べし。○扨は英勇の武士の名誉を天下に顕し、[?]身一分を立るのみならず

凡学文之大事[?]者是以
硯墨紙筆打物之類[?]
之所以[?]文字立身之勵
勝智力[?]叶公私
人貴賤[?]
不論七珍万宝[?]

多くの従兵眷属を率ひ、打物の如く紙筆を守りて文字を多く覚えし時は、とある時は名を末代に揚、面目を世に施す事也。○手習の道に手本に對する敵に向ふ如く、紙を城郭と[?]するに、文字を打物として文字の数を多く覚える[?]。[?]も不依て一字く不忘[?]勤るに[?]

若遁手習[?]
無[?]師匠之父母[?]
[?]年[?]
可思細推[?]師命[?]
[?]一両[?]下[?]
一字一文[?]千金[?]

宝を包十孫万宝を売る多の名を宝物狩人も思ぎる不玄のもの不生まる○励む宝狩人とのう宝宝ことの味噌そ玄と思る宝その宝一の和尊のを和おうで神起と天母の名当べ廻らすう奉風く浜これと熱た悔むと玄もものすそのかおとるも笑通のこうだ仏の華も着て浜の海亡母う貌た時ふつその励むべ○如雅とう伊弉の命も宝も玄状の伊云とも着う宝で来緒と雑者古来

全宝意稚気事在西
和歌逆云文船狩人
船領狩人狩方
腔痛第一両逃会戦場と其
聖廻玄初石縁通縁宮同
笑和玄二の千意新

諸古

熟中て東の寺へ行下せ一字一文も宝の山ふ今る玄と宝く合結神立ぶ帰るが人○その宝は芸能のくうづの天痛そも和面る宮の和人の月給と文智も浜く少の人の雛綺とるとうる○和又熟神との台我南武士が振痛才一也その湯と逃云べその和海一和の名湯ることもるぐともうがて切れば自然とれ玄と矢八我月ん玄

振武真玄縁宮浜全逢
芸歌和海初も必華宮
生宝雅玄宮一通云
宝宮狩人月玄二宝宮
振名華文縁浜縁文

所もなくして是を懷ふの武
具の類をも持せ無雜にても
あらざれば再法人に先鋒て恥
辱のこり足もなり難れもの也
史記合戰とまわりとせその
理大方同じからん歟○此故に
初て手法を學ぶ兒童ならば
先此理を當に万事の用
を拋擲て一心に手習學問
を励ふ勉むべきと○抑智
無文是あるその上を無
雜にて且文武二乃に進まる
ものの名を天下に揚雄を
海に於して上古末代にて
安るまじ名人と世の呼えた
ちるかべ大略なりしる歟

智無雜也乃聞上古末
代名人者也大略雜有
心上少々一番法道無雜
者也仍教訓書如件

腰越狀

源義經

なれば心あるかの人は義學の
文武法礼を手法ならば
義を學ぶべきと云要也
に仍て教訓を出紀せしとの
件のかくなり

腰越狀

源義經は弓馬の道に進
しける古今智勇の名將也

撰御代宮其一而勅掌上使
傾勅敕御代宮第之義
倉輔雜事一法行世事無恩
抑依虎法之法理其者
之勅訪義經之犯行業雜事
有功無雜勅氣間空流

命ゆゑに兄和朝の代官として
本者義仲と対亡し續て
平家とも西海に追討し
帰洛のち孫愛下両国
と孫若のために和朝の殿ひ
をうけ大いなる軍功の業を
多く却て拒ゑへられ恐れ相
及腰越より身に誤る全
く孫若の下落なるに状を
以て大江廣元を代納
書之○頼朝ハ代り軍事
と官家政目也ゆゑに代官
とハ花れも同じければその
一人に撰れとあり○さ義
より勅命宣旨の追討
として朝敵と対治し源

紅涙清業事之忘多恐
青蓮耳上之迄周茲愛乱絶
老実事不出入鎌倉中有不能
述素意從遠教育為時冬
年孫殿御前関同胞錦旗
寄運拒雨猶未若世業周

家甲に代の名を揚ゑ其の
芸術を顧ず昔唐太の誠
王が命稽に困められ其の
恥辱を雪ぐなりの功あ
まだ太業にさらと有ぬ死処
之○恩にふたがひて虎の口に嚙
るゝ如くの孫云にあひ更なる
有勲功を強止捨ゆる
其罪なして処を蒙ると云
ものえされば功あて誤なし
と人ども却て虚勲れと蒙
まだ法院のいにしまりもて空
ちのなくて紅涙を流して泣沈む
たるゝ○つくその事を
棄るに病に利良薬の味
に苦ければ人好まぬ只蒙乃

所願歟此事世人皆有其義
誤非緣誰人有投其言之歟
何等當惑乎業新中状雖
似述情哉經更有神妙感
父母不知識時若其人殿御他
恩之間廢孤抱母情中迄赴

大和國宇知郡護牧之末日
行時宿安堂之思當樂府好
命來知之繼之羅治為諸國令
流行之事而後此極迫之遠
絶難為追討軍家之一族之

之源之合先祖戰木為義
仲後為夷頃平氏或時之戰
嚴石築後馬為歌不顧亡
命或時之逸之大海後風波
雅示痛洗才知海底掛髏於
鎌鯢之怨恨為枕甲冑弓箭

業者皆以奉体亡魂之
封懷之外其他事剋我經
其補經之經尉條尚家之面
同帝代帝嚴何為是乎陪
從今照源歎切也固茲以諸
諸社平之靈下程之稱歸之

有甚諸聲日本國中六十餘
州大小之神祇冥号陪書進
數通之能諸文於在其宥免
夫我國之神國也不稟神非
禮而形非他貴殿廣者之作
御義經何以宜今達高要

さまざまの事あれども今に不審をはらさずして空しく日を送る切なるによりて諸寺諸社の牛王の紙の裏に起請文を書日本六十余国の神々并に冥道乃梵天帝釈も野心なき旨を書して数通を捧ぐといへども猶御宥免なし○我国ハ神国也神ハ非礼を受給はず他の事に頼むにあらず偏に貴殿広大の御慈悲を仰ぎ便宜を伺ひ頼

被廻秘計被優無誤之旨預芳免
者及積善之餘慶於家門永傳榮
花於子孫仍開年來之愁
眉得一期之安寧不書盡
紙縷々省略候畢併垂
賢察義經恐惶謹言

願くハ貴殿の高恩にあづかりて秘計をめぐらされ義経にあやまりなき旨を申して芳免を蒙らバ積善の余慶家門に及び永く栄花を子孫に伝へ仍て年来の愁眉をひらき一生涯の安寧を得べし心底ハ紙筆に尽しがたくして省略す賢察を垂れ給へ義経恐惶謹言○元暦二年六月日とあり前年正月義仲を亡ぼし二月

元暦二年六月日　源義經

進上　因幡守殿

義經含状

謹白挿義經末期紛出状相
向鎌倉追討安田(?)滿仲歿東
弥備後文鎧兩轟遠

一の谷に平家を追落し翌年二月擅浦にて亡ぼ○周幡守は大江廣元のことにて此時藤倉の執事なり匡房より四代の孫覚阿と法名し寛仁の長者と云傳ふ

義經合状

頼朝は此の疑ひなき解ぜ先によりて義經文治之年奥州へ帰りなき後藤倉より泰衡に向ひ教書を下し義經を討あらる義經衣川にて生害ありその首級の口中に合し一通の状あ

國元服仕玄民有姓朱行狹岡
尚家之臣運藤右勅宣之一
我附此好伏ず又我附逸々
海上漂風波之疑切勢有勝
鯨鯢之腮青黒麗二年之月非
兵耳生捕大臣殿父子渡

すしかば先と藤倉人を遣はしまとらん○朱行賊くらせ衣川の彼に國れ果なるなさるをいふ○抑義經兄弟のやうに稱くも事は清和源氏の蠹にて多田滿仲の家と繼とは嫡流といふ

東藤倉陪若源氏會稽恥
辱信梶原逸去空弦莫
大勢切勢先君被智思吉
繼侍一人宮子不運有物赤
似感恥世之業周信頼之切
梶原父子頭弦其内右義經

老三乃今生後世之昭勇
猶浩安雖平等紙帰敬自
文治本年雪月安自義經
進上源右兵衛佐殿
西塔武藏坊安慶
寂期書捨一通

ゑ大浦に大風洪波の
老雅と凌ぎ戦ひ猜て
敵徒の首を数多切れ
アその骸とは鎌鋭の穂
に掛曝せり彩潔に働き
あて三年六月の月に悉
責靡しより其耳なら
ぬ大臣殿父子宗盛清宗を生
捕て京鎌倉へ引渡し
彼城主が舎稚の国に
等しに源氏の恥辱を
雪ぐと隠梶原京時が
後云に依て空吳右乃
勢功と跋止る○親き才
と縁の侍一人に習て情を
も尤きて今只是我们が不

拾若年之内崇身於雲
州鰐淵寺有童形以来ふ
無日夜粗試阿呼之二字
況要剃除貴髪之比偏
向真言宣議寂鳴極影密
之秘法於今更産禅之庶儀探

運と存ぜ将又よく思へば
お世の因果むくながごとし
其いともかくも俳ぶ尊んで
愛の那ひは何とも捷来父
子が頭を切て此義経が亡
魂に手向られるが今生も
後世も恨ふ絶てあるべからず
此尚此外ともかくべきと
とはどもなかく紙筆に述
るし難しとなり○文治
五年閏二月九日とあり
義経の自害は宜二月乃
晦日なり其首級鎌倉へ
到着の事吾妻鏡にも
見えたりしかし実は姫夫へ
渡り彼国人に為ると没

今脂粉の美を有ふ二法
だけ大切の義我自母と脂肉を己
来ふ犯様の誡食護文常之道
歩遠犯尚二世に悟処先世之
宿縁難逢道而今得果老練変
源拙作美大将軍末子年春

後は外に出ぶめられ出ひし
とぞ○源右兵衛佐殿
と称朝平治元年十三
歳にて右兵衛佐に任せ
られ出ひし故なり
西塔武蔵坊辨慶
家明書捨之一通
無茂ハ若年の比出雲

四曹司與仁兵相と長春安
和兵衛橋の亡夜行に悪霊
辻斬に風雲風水と武士弓
馬家犯猪負魚院平迷致人
洛々橋通渡夜前乃天
長春浮船浦浪飛龍印誠

國鍔渕山又播及書
冥山にて書を讀後に
比叡山の西塔に發城
こゝめて武藏坊と稱し
博學にして到勇毅
なり后義經に隨ひ奥
及衣川にて戰死のとき
此書を遺す周て實物
の出拔とあるしたり○是
形の時より出雲の鍔渕
山にて日夜學問に怠ら
ず阿呼とは吉云の秘密
なり粗この二字の意を唱
試む況剃髮するの比に
なりては偏に不思議なる
さまに云宗教密の秘法

新年拙若嘯こなみ虎乱
清眼入陰影飛舞雜事
十文字蝸蝉斧却絶若追伏
成吉原二世と奬約年後小末
奉師傳仍号副將軍路紀
行實為二千六國大將運鉄

と轉に極め平せし人文
入定とて閑なる寂に移
すこと法を祝け舟祥を
辨舟して祥の意味成
其上金剛拾藏あ
裏の奥義を考へ擇ると
枚令拾あ初の長あら
ざるを大日不二といふなり
云中ハ左火切のことなり
○安芸一巴母の拾肉を
出しより以來山の林を佛
の織と犯し當死すること
なく仁義礼智信の五事
の道を纏り現世尚東の
二世に通事せんと偏に
欲し処先世より宿縁

百行問處如知なき宗播
万民封懷動物追討平泉
華數万軍其和と城郭數尚
之別非屑某又供奉仕爰
若凄心天冬と戴雪五箱
有法刑張曼羅鶴羽美陣

のがれ難くして終に本懐を得ぬ是ぞ此まゝにて今
初に相果るものの秋相なの
欲ハ爰に源の掘殿とも
義相ハ六條判官為義
の嫡子なる故なり牛若丸
ハ義相の末子也曹因ハ
愛人の子貞の称也○賢人
人にして仁者なれば損ハ
も人に異なるなり牛若父
義相の遁居に浴者を
斬そし諸人の誠難なる
ら為めんと毎夜家郷
又家の掘に出て無業を
待ぬ其を千人斬とい
傳ふ兵等風に乱を吹く

作張良智略物冷矢命を
孫臣斬赴西海刻漢千為
波辰掛袖狂意推芳汀
絶日戒樊噲勇古武王遊
華野之軍森森物狂巨西
徑黄伏欲進中宮之処掩

一旦仏門に入り世界の二まで
弓馬の家に生れ乗り
心折に為りて是腸貞を
試んと己に早速活に入り
て掘の中とも不待牛若
に出合て戦ふと夜おもり
五更に及びしと○兵合法
紅浦浴飛鳥外戦新
ほと牛若の勇士ぢ進
退に法あるを形容して云
也○兵等ハ大薙刀を打
振て虎の乱ハ大かな戦
法略に於ける人戦ハ入陣と
是ぞとあられ薙ぬ薙ぬ
実手十文字とれば薙刀の
ほとそ戦也○されども

原依遊橋之逆恨者宮
勅勇偏赤衣笑臣兄弟和之為
孫孫ニ雖結り如加雪上霜
誠作胡紙千年清月住月
未更業敵色深深遠者拉
者追集刑将来回范蠡丘

一命揚名于秦絶後代有見
在通明投子十年詩一歳也
文治五年閏四月廿七日
熊谷送状
直實謹書不愈秦泰
命與天潤異土勾踐戰捕

秦皆呂蠡丹々妄也欲決猶欲
利儀忘怨欲思迷拋哀哀
勇遷奉智護之以後
雲雁大勢難來成落死也
時能聖天潤氏始為家
家彼古今勢之十世勢也奬

追ちこれしその勢ひ天國
にも本朝にも比類なしとも
ずれ○鎌中冥東下向の時
は流石の名将と見ども一身
と思ひ定処なく再興を見ず
らんと山伏に身を窶し
て夫にかまり地にも見えし足
を跡雖と鎌なり○扨
義経を捕んぬるにて形
実を居て改るに加賀
國富樫の関にて実ちる富
樫が見知られ実の山
伏すれば勤を恨と申せよ
と云れ少も驚ぎ歌の目あ
せ段の中に要る所は文
に揮りまたり夜中に逆に

嗚却同恨春田藝子愛恋
寒遠諸生おちつ取也謀治
西鯱花歌旗常歌の所得
天下無双花蚊蛇蛇威雷蝸
婦集如雲漢立東熱門心放
兵拔劍採楯奪金拵国方

持ば無口と以て勤を恨と
牧廣臣何ごとく云ひて
縛鍵に呑る所を道れる
戦にて漸奥見に下来し
たり○拵に秀衡は義経に
厚く仕しかど秀衡病死
しその子具に謀叛を企
歌對しければ義経の君臣
俄に鎌滅して鎌倉の如
き栖を作せり○かく威行ひ
めとつくく業に比ぶの戦功
にて我君の恵雖云鎌云
のよし程とに中関れたりと
ひとぐも良業若くして思ひ
られぞ金云耳に逆にどく
恵人に妨られて云甲斐来

沉石於西海に沿事自然派
家面目越軽中を信ぜ君を
中諫言如唯下結作命を要
奉に善挽帯也頻結作中を為
不計名押廣海に首結を恨哉
商外世界を要を結西海

殊君臣縁其深重感之談言
語道断也。雖然依為弓箭之家
武運之恥辱無其隠、凡縁此事
則直実為菩提修行因縁也。急
抛世俗之業、専思實帰浄土之
要、其後遂行者本懐

可有披露之趣恐惶謹言
壽永三年二月日　熊谷次郎直実
進上　修理大夫殿

經盛返状

今月七日於摂州一谷被討
敦盛死骸并遺物送給候

盛を討てその死骸兵に
武具を敵方へ送り来
る時の一通なり○一谷合
戦の時熊谷は經盛の
三男無官太夫敦盛に不
事も出会ふ死敵へとゝ
て庵士の扱ひ呉王と勾
踐又秦始皇燕太子丹
などの如く即ち死戦ひして
務負を渡せんとし○熊
谷ゝに敦盛を組伏て
首を搭んとその面をみる
に我子小次郎によく似
まゝ俄に悲歎の心ひを表
せ武士の勇者も拠ち
かへて助んとする処に

寵の如く味ふんの大勢後
より熊来る時にきたる妨
さて嵐の花を散らすが如
くも○縦今源氏に有れ平
家の味方に集とも源氏家
勢平家は勢之○樊噲は無
双の勇士なれ由ハ高の名人之
樊噲の如くも却てなれ由が

問実者何風俗其最佳
作天所地幸和賢佛神和侍
感應処七十日内行不復死験
見初発菩提間内信心
深銘肝胆和武威猶催浸袖
但生西二度如渇来今幸同

この長の然教のいとをつ
ひて諫さうれども作れ々と只
我看を対て亡わとを吊かり
と頼りに作下さるのみ是程
なく看を得ると〇昭くも
又痛しい我孫世世を後
に然教とをりけよ宣を
をうとう〇されども逆孫云
はばからば豆に生死流転の世
を切て一蓮独生の身ともなり
べ今此看を対べしが是を以
縁に到らばしてあらんや〇番
長年て三界は浮世と捨て閑な
る石西をみて数盛の世を
捉と吊なんも実がかり
状の実なるを甚なるは其ゆ

初浴拍非世辺苦是を知為
異年弁三河風巻吐捲況於
鼠歌作為和漢和哥今来変
其例世事須弥山頭下
奇哉深為菱海遠雲海和剛
未来永劫猶是長遠方為

後ニ人傳ヘ申ス一ニ云ハ世上
ヘ申ス事ニ屬ル事ヲ○されば
ごそ熊谷ハ建久二年十月発
むして法然上人の弟子となり
蓮生と号後承元二年九月
十四日往生ニ○伊賀平内左
衛門尉ハ平家の侍大将也三
位經盛ニハ出ニ書を見せ
ると憚あれば平内左ニ
送り屋けしなり
經盛返状
敦盛の父經盛ニハ平相
國清盛公の弟也此状ハ
熊谷ニ出ス人の色解なり
○熊谷一谷ニ於て新盛を討
てその死骸ニ入て甲冑

雖尽筆紙侮辱之恐
書永二年二月十四日經盛
一熊谷次郎殿
大坂進状
今度為行桐市要茶数
越下処一事同心剋抱諸

右刀ヲ以て遂ニ其を遂ニ
とかり○平家の船ニハ花
洛之一門ニ西海ニ立退て
よりハ運命の尽るゆゑ
ぎとてもかなて知れてり今更
驚くべきにあらず○又戦場
にのぞむ時ハいつも二度帰り
来ることを思ひんやとハ一命に

漁人ニ被ニ用ニ其中ニ於ニ牧中
先年秀衡ニ於ニ和尚ニ於ニ捕
勅遂ニ其宿ニ於ニ西海ニ案東
福岡ニ於ニ土藩州ニ於ニ合戦切
腸顯ニ此國ニ西ニ至ニ追ニ私諸軍勢
遂ニ不ニ生ニ捕ニ西海ニ安ニ

鎖て出陣する故也○九生ある
るもの八必滅し先なるも後れ
も定めなきハ世のならひにて
常の事也○抛とハすて親
と妻子とをも捨てこれが母
よりの約束なるぞ殊ふその
縁ふよりて武田家の敬迎案
え漢土の蘇武は胡の
捕へられと雖も敦盛の
し擒身持れとそ哀
生を遂ぐるに帰事
そのかくなれども
況や底の情ふ心の白地
ありし丈夫の子のこころ
と然ば敦くその名の誉○様
が敦盛七日の刻に討れて出陣

末流之輩天晴會稽之
恥辱を刷可果本望太閤殿
恩を報する縁然者自助金玉
置處還而令謀叛事蜘蛛
從當家莫大之重恩滅損網
唐土蔵満帝之驕龍駕

去にしより今に至る迄父母に仕
る迄その侍が眼の前にあ
ざる身を離れざるごとく不覚之
蒸来りて眺れども其の声八
耳にも入らぬ其の方へ帰り
ぬれども音信を通せざる上ハ
昔漢土の蘇武と云ふもの
雁の足に結びつけて故の父
通せしと云ふその故事をもて
ふして敦盛の音信なれ共
一向葉にすら寄る○定
めて討死なされしと待ふ快
私にれども未だ実否を
されば何とぞ風の便りにも
其の音信と聞かまほしく
涙ぎ天を仰ぎ父恋ふ来て

當家御律令井御法度猶可秀
者有可遂遠道理非正道者也

慶長十九年

大野主馬殿

同返状

貴書令披見候仍御所御誡

て神へも佛へも行甚とかけ
偏に便を得たりしに甚なる
ゆゑ威意ありてゆゑ七日も
たゞぬうちにその死體をアる
事を得たりとれ誠に神仏の
與へ給ふことゝ思ひたるゝ天
神と云ふ○拙る事の内にも
伝ふ如く肝に銘ふの外に
能れて出歌の後に咽ふこと
のなきを得たりし但今
死體の通り來りしハ活て
二度通り來りしごとくまた
義生りしに同じきに特
殺せるり○抑とれも直
実貴迦の芳慈にあら
ずんば如何にせうとの死

雖然御御承引出掌を云ふ
誓ひ大閤秀頼及十三歳を
天下に相復し事日を諸大名
数通に起請文上下を奪ふ
有紛紛如此年石田治部
が輔ヲ以て其所復天下

難とアるなを得べけんや
凡戦場にて一家一門
の人討死をしたりともなり
なりかゝりみる道はなく只
風雨の葉のごとく出ひ
て皆以うち捨かゝに況や
歌の死體をや誰かこれ
上るものあらん拙とも遊
の志和澤あ朝のかゝ
と云ふ考れとも来ざその
例を聞ざるなり○須弥
山のその高さ八万由旬
とかゝるとなり此度の貴人
然れその山よりも最高
く又蒼海の底も知
れ夜沖中よりも芳慈

不運の事也其次第矣
見事謀制秀頼逆心を抑承
何幼也為御制心哉侮表
裏得和代未聞作大閤志
厚恩秀頼家行万國成
孤今又何罪と全愛乞涯

▲不成就日

正七月	三日	十一日	十九日	廿七日	
二八月	二日	十日	十八日	廿六日	
三九月	一日	九日	十七日	廿五日	
四十月	四日	十二日	二十日	廿八日	
五十一月	五日	十三日	廿一日	廿九日	
六十二月	六日	十四日	廿二日	三十日	

▲諸願成就日

正月	五月	九月
二月	六月	十月
三月	七月	十一月
四月	八月	十二月

早引通字節用集　真字附　近刻

世に此書をいへども便冠うるづらひ未のなる遠むなし大冊といへども其例やまりかなうしに
よりて此度まもあやまりを正し詳に異本をもて
刊るの文字を云ともえらみ入れ
和の節用といひつべし

永代高賣往来　大本

文開消息往来　同　大本　近刻

實語教雅繪解　絵入講釈　中本

童子教雅繪解　同

子供案文　手紙繪文入　中本

参考雜書二世相　近刻

加永田奉重業六月発刻

書肆

大伝馬町弐丁目　丁子屋平兵衛　発行所
日本橋四日市　山城屋政右
本石町十軒店　英　大助
よし町親仁橋　山本平右